

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 5 日 東京法務局八王子支局 登記官 滝澤 衆

記

- 1 手続番号
 第 0 1 0 1－2 0 2 5－3 0 4 4 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 八王子市暁町一丁目 2 1 7 番 3